

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱

制定 令和7年4月1日 教育長決定

品川区教育委員会要綱第6号

改正 令和8年2月2日 教育長決定

品川区教育委員会要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立中学校および義務教育学校後期課程（以下「区立学校」という。）の第9学年の生徒（以下「生徒」という。）の保護者が負担する修学旅行に関する経費（以下「修学旅行費」という。）を無償化することにより、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図る「品川区立学校修学旅行無償化事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 教育長は、前条の修学旅行費（以下「補助金」という。）を生徒と生計を一にする保護者（以下「保護者」という。）のうち、第5条の事務の委任に同意した者に交付する。

(対象経費)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ当該各号に規定する経費を本事業における補助金の交付対象経費とする。

- (1) 生徒が修学旅行に参加した場合 交通費、宿泊費、見学料等の生徒の保護者が均一に負担すべきこととなる経費のうち、旅行会社等に支払う経費または区立学校が管理する経費
 - (2) 生徒が修学旅行に参加できなかった場合 当該修学旅行に係る契約に基づき旅行会社等に支払う経費
 - (3) 修学旅行が中止となった場合 当該修学旅行に係る契約に基づき旅行会社等に支払う経費
- 2 前項に掲げるもののほか、修学旅行が延期された場合には、当該修学旅行に係る契約に基づき、修学旅行の延期に係る経費を交付対象とすることができる。
- 3 その他教育長が必要と認めた場合、当該必要と認めた経費を交付対象とすることができる。

(交付額)

第4条 補助金の額は、教育長が別に定める額（以下「一人当たりの単価」という。）を上限とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(事務の委任)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、当該生徒が在籍する区立学校の校長に対し、次の事務を委任するものとする。

- (1) 補助金の交付申請
- (2) 補助金の請求、受領および管理
- (3) 補助対象経費に係る費用の旅行会社等への支払い
- (4) 旅行会社等へ支払った補助対象経費が実際の補助対象経費を上回る場合の返金の受領
- (5) 交付を受けた補助金が確定した補助対象経費を上回る場合の区への返還
- (6) 補助金の受領後に交付決定が取り消された場合の区への返還
- (7) 補助金の交付決定通知の受領その他補助金に係る通知の受領
- (8) 復受任者を選任する権限
- (9) その他補助金に関する一切の権限
(復受任者の選任)

第6条 前条に規定する事務の委任を受けた区立学校の校長（以下「校長」という）は、同条第2号および第5号に掲げる事務を処理する者（以下「復受任者」という。）について、当該修学旅行に係る契約を行った旅行会社の代表者等を選任することができる。

2 校長は前項の復受任者を選任した場合は教育長へ通知するものとする。

(制度の案内)

第7条 教育長は、保護者に対し本事業について校長を通じて案内を行う。

(同意の推定)

第8条 教育長は、生徒が区立学校に在籍した時点で、当該生徒の保護者は、当該生徒が在籍する区立学校の校長に対し第5条に規定する事務の委任に同意したものと推定する。ただし、保護者が第5条に規定する事務の委任について書面で不同意の意思を示したときはこの限りでない。

2 不同意の意思表示をする保護者は、修学旅行前日までに意思表示に係る書面の提出および当該年度の補助金の一人当たりの単価の支払いを校長に対して行うものとする。

3 保護者が前項の補助金の一人当たりの単価を支払わない場合、第1項ただし書きの不同意の意思表示は無効とするものとする。

(交付申請等)

第9条 校長は、補助金を受領しようとするときは、修学旅行に必要な経費を調査し、交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 前項の申請額は、一人当たりの単価に当該区立学校に在籍する生徒の人数を乗じて得た額を上限とする。

(交付決定)

第10条 教育長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否および補助金の交付額を決定し、校長に通知するものとする。

(請求)

第11条 前条に規定する交付決定を受けた校長は、速やかに請求書（第2号様式）を教

育長に提出しなければならない。

- 2 第6条第1項の規定に基づき復受任者を選任した校長が前条に規定する交付決定を受けた場合において、前項に規定する請求書の提出は当該復受任者が行うものとする。

(交付)

第12条 教育長は、前条の請求が適当と認めるときは、校長または復受任者のうち当該請求を行った者に対し、補助金を交付する。

(補助金の管理)

第13条 補助金の交付を受けた校長または復受任者は、当該補助金を適正に管理しなければならない。

- 2 校長および校長が復受任者を選任した場合における復受任者は、事業年度の補助金の支出について、その支出内容を証する書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(変更等申請)

第14条 校長は、生徒の転入等により交付申請書を提出した後に内容を変更する必要があるときまたは、教育長が必要と認めるときは、第9条の規定を準用し教育長に申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の変更申請があったときは、第10条の規定を準用し、その内容を審査し、変更の可否および補助金の交付額を校長に通知するものとする。
- 3 変更後の補助金の請求および交付については、第11条および第12条の規定を準用する。

(実績報告)

第15条 補助金の交付決定を受けた校長は、修学旅行の行程が完了したときは、教育長の定める日までに、実績報告書兼精算書(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 教育長は、前条の実績報告書兼精算書を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(第4号様式)により校長に通知する。

- 2 教育長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を、校長または復受任者のうち当該補助金の交付を受けた者に命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 教育長は、校長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容またはこの要綱の規定に違反したとき

2 校長は、前項の規定により交付決定を取り消された補助金を既に受領しているときは、教育長の指定した期限までに遅滞なくこれを返還しなければならない。

(状況報告)

第18条 校長は、本事業の適正な遂行を期するため、教育長が本事業および補助金の執行状況に係る報告または帳票等の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年2月2日から適用する。

第1号様式（第9条関係）

交付申請書

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名

住 所

校長名

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第9条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額

金 円

2. 内訳

単価	対象人数	金額	備考

※参加予定者は別添のとおり

3. その他

補助金の交付が認められた場合の補助金の請求、受領、管理、交付を受けた補助金が確定した補助対象経費を上回る場合の区への返還は下記事業者へ復委任します。

事業者名：

住所：

代表者名：

第2号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区教育長 へ

学校名（会社名）

住 所

校長名（代表者名）

請求書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求
します。

記

1. 請求額

金

円

第3号様式（第15条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名

住 所

校長名

実績報告書兼精算書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり実績報告し、精算します。

記

1. 執行実績

既交付額	充当額	余剰額

※参加者は別添のとおり

2. 精算

上記1のとおり実績報告し、余剰額の合計として、下記の額を返還いたします。

金 円

第4号様式（第16条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 

交付額確定通知書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第16条の規定に基づき、先に提出のありました実績報告書兼精算書について審査した結果、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

1. 既交付額

金 円

2. 実績額

金 円

3. 交付確定額

金 円

4. 備考